十　更生保護事業の助長及び監督に関すること（首席保護観察官及び社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。

十一　更生保護に関する各種団体との連絡調整に関すること（民間活動支援専門官、首席保護観察官及び社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。

十二　［略］

十三　前各号に掲げるもののほか、保護観察所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（福島保護観察所、水戸保護観察所、宇都宮保護観察所、静岡保護観察所、京都保護観察所、岡山保護観察所及び高松保護観察所の企画調整課においては第五条各号に掲げる事務を、その他の保護観察所（札幌保護観察所、仙台保護観察所、さいたま保護観察所、千葉保護観察所、東京保護観察所、横浜保護観察所、名古屋保護観察所、大阪保護観察所、神戸保護観察所、広島保護観察所及び福岡保護観察所を除く。）の企画調整課においては第四条第一項各号及び第五条各号に掲げる事務をそれぞれ除く。）。

（首席保護観察官の職務）

第四条　［略］

［一～九　略］

十　更生保護法第八十八条の二に規定する刑執行終了者等に対する援助に関すること（社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。

十一　更生保護法第八十八条の三に規定する更生保護に関する地域援助に関すること（企画調整課、民間活動支援専門官及び社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。

［十二～十四　略］

十五　更生保護事業の助長及び監督に関すること（社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。

十六　民間における犯罪予防活動の促進に関すること（企画調整課、民間活動支援専門官及び社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。

十七　更生保護に関する各種団体との連絡調整に関すること（企画調整課、民間活動支援専門官及び社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。

十八　［略］

十九　更生保護に関する調査、資料の収集及び統計に関すること（社会復帰対策官の所掌に属するものを除く。）。

2　さいたま保護観察所、千葉保護観察所、東京保護観察所、横浜保護観察所、名古屋保護観察所、大阪保護観察所、神戸保護観察所、広島保護観察所及び福岡保護観察所の首席保護観察官二人は、それぞれ第一担当及び第二担当とし、第一担当の首席保護観察官は、前項第五号、第七号から第十一号まで及び第十五号から第十九号までに掲げる事務を、第二担当の首席保護観察官は、同項第一号から第四号まで、第六号及び第七号（第一担当の首席保護観察官の所掌に属する事務を除く。）並びに第十二号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

（社会復帰対策官の職務）

第四条の二　社会復帰対策官は、命を受けて、前条第一項第六号、第八号、第十号、第十一号及び第十五号から第十九号までに掲げる事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。

（統括保護観察官）

第八条　保護観察所及びその支部を通じて統括保護観察官百五十七人以内を置く。

［2・3　略］

十　更生保護事業の助長及び監督に関すること（首席保護観察官の所掌に属するものを除く。）。

十一　更生保護に関する各種団体との連絡調整に関すること（民間活動支援専門官の所掌に属するものを除く。）。

十二　［同上］

十三　前各号に掲げるもののほか、保護観察所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（札幌保護観察所及び仙台保護観察所の企画調整課においては第四条第一項各号に掲げる事務を、その他の保護観察所（さいたま保護観察所、千葉保護観察所、東京保護観察所、横浜保護観察所、名古屋保護観察所、大阪保護観察所、神戸保護観察所、広島保護観察所及び福岡保護観察所を除く。）の企画調整課においては第四条第一項各号及び第五条各号に掲げる事務をそれぞれ除く。）。

（首席保護観察官の職務）

第四条　［同上］

［一～九　同上］

十　更生保護法第八十八条の二に規定する刑執行終了者等に対する援助に関すること。

十一　更生保護法第八十八条の三に規定する更生保護に関する地域援助に関すること（企画調整課及び民間活動支援専門官の所掌に属するものを除く。）。

［十二～十四　同上］

十五　宿泊型保護事業の助長及び監督に関すること。

［号を加える。］

［号を加える。］

十六　［同上］

十七　更生保護に関する調査、資料の収集及び統計に関すること。

2　東京保護観察所及び大阪保護観察所の首席保護観察官二人は、それぞれ第一担当及び第二担当とし、第一担当の首席保護観察官は、更生保護施設において行う前項第一号から第四号までに掲げる事務、同項第五号に掲げる事務、更生保護施設を帰住予定地とする同項第六号及び第七号に掲げる事務、同項第八号から第十三号まで並びに第十五号から第十七号までに掲げる事務を、第二担当の首席保護観察官は、同項第一号から第四号まで、第六号及び第七号（第一担当の首席保護観察官の所掌に属する事務を除く。）並びに第十四号に掲げる事務をつかさどる。

（社会復帰対策官の職務）

第四条の二　社会復帰対策官は、命を受けて、前条第一項第六号、第八号及び第十六号に掲げる事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。

（統括保護観察官）

第八条　保護観察所及びその支部を通じて統括保護観察官百六十一人以内を置く。

［2・3　同上］